

# 入札要領

市有地・建物の売却（条件付一般競争入札）

阿蘇市 経済部 観光課

## < 目 次 >

<入札参加申込みから物件引渡しまでの流れ> . . . . .	1
<b>【入札の概要】</b>	
1 入札物件 . . . . .	2
2 入札に参加する者に必要な資格 . . . . .	2
3 契約上の主な特約 . . . . .	3
4 入札参加申込み . . . . .	3
5 入札及び開札の日時、場所 . . . . .	4
6 入札保証金 . . . . .	4
7 入札の方法 . . . . .	4
8 入札書の記入方法 . . . . .	4
9 入札無効に関する事項 . . . . .	4
10 開札 . . . . .	5
11 落札者の決定 . . . . .	5
12 入札の変更等 . . . . .	5
13 契約保証金に関する事項 . . . . .	5
14 契約の締結 . . . . .	6
15 契約の解除 . . . . .	6
16 所有権の移転 . . . . .	6
17 権利設定等の禁止 . . . . .	6
18 公租公課等 . . . . .	7
19 留意事項 . . . . .	7
問合せ先 . . . . .	7
物件調書 . . . . .	8
<b>【手続書類】</b>	
(様式1)「入札参加申込書」 . . . . .	9
(様式2)「誓約書」 . . . . .	10
(様式3)「入札書」 . . . . .	11
(様式4)「委任状」 . . . . .	12
「封筒記載例」 . . . . .	13
「土地売買契約書」 . . . . .	14
「申出書」① . . . . .	19
「申出書」② . . . . .	20
入札保証金還付請求書 . . . . .	21

<入札参加申込みから土地引渡しまでの流れ>

① 入札参加の申込み

- 日 時 平成29年3月13日（月）から3月31日（金）まで  
午前9時から午後5時まで（土曜日、日曜日を除く。）
- 場 所 阿蘇市役所 経済部 観光課

② 入札物件の公開【現地説明会】

- ・ 3月17日（金） 午後1時30分から午後3時まで
- ・ 3月18日（土） 午後1時30分から午後3時まで

③ 入札

- 日 時 平成29年4月10日（金） 午前10時
- 場 所 阿蘇市役所 2階会議室

④ 落札者

- 契約書と納入通知書の交付

⑤ 契約締結時期及び売却代金の納入期限

- 平成29年4月17日（月）までに契約を締結する。
- 契約締結時に契約金額の100分の10以上の額を契約保証金として納入する。
- 売却代金の納入は、契約締結の日から起算して30日以内に契約保証金を除いた残額を完納すること。

⑥ 土地・家屋の引渡し

- 売却代金の支払いが完了した時に所有権は移転する。所有権が移転した時に物件の引渡しがあったものとする。

⑦ 所有権移転登記

- 所有権移転登記に関する手続きは市が行う。落札者は登録免許税及び当該契約に関する費用を負担する。

【入札物件】

第1 一般競争入札に付する市有地・建物は、次のとおりとする。

番 号	件 名	所 在	登記地目・用途	地積	予定価格
公売 第1号	旧阿蘇市 ユースホ ステル	阿蘇市黒川字原ノ上 919番1	宅地	2,721.00 m <sup>2</sup>	2,700,000 円
		阿蘇市黒川字原ノ上 919番1	RC造、 CB造	607.17 m <sup>2</sup>	

※予定価格とは、あらかじめ阿蘇市が定めた最低売却価格をいう。

【入札に参加する者に必要な資格】

第2 入札に参加する者に必要な資格は、次のとおりとする。

- (1) 登記料をはじめ、その他不動産取得に係る諸経費の契約に速やかに応じることができること
- (2) 公売料金を期限内に一括納入できること
- (3) 阿蘇市普通財産売却及び貸付事務取扱要綱第5条により次の各号に掲げる者は、この入札に参加できません。
  - ①成年被後見人及び被保佐人
  - ②普通財産の土地等を、風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業及び同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の営業に供しようとする者
  - ③暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号又は第6号に該当する者
  - ④無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条に規定する観察処分の決定を受けた団体又は当該団体の役職員若しくは構成員
  - ⑤会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続開始の申立てがされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続開始の申立てがされている者
  - ⑥普通財産の土地等を公序良俗に反する目的に使用しようとする者
  - ⑦市税等を滞納している者
  - ⑧地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の3第1項に規定する公有財産に関する事務に従事する職員
  - ⑨前各号のいずれかに該当する事実があった者の代理人又は委託等を受けた者

### 【契約上の主な特約】

第3 阿蘇市普通財産売却及び貸付事務取扱要綱第9条に基づき、売却にあたっては、次の各号に掲げる用途の制限を付するものとする。

- (1) 契約締結の日から、5年を経過する日までの間、売買、交換等（相続を除く。）による所有権の移転又は、貸付、若しくは地上権、質権、使用貸借による権利その他使用及び収益を目的とする権利（抵当権を除く。）を設定してはならない。
  - (2) 前号に規定する日を経過した後であっても、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の営業に供し、又は、これらの用に供することを知りながら所有権を第三者に移転し、転貸してはならない。
  - (3) 第1号に規定する日を経過した後であっても、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に指定する暴力団の事務所その他これに類するものの用に供し、又は、これらの用に供することを知りながら所有権を第三者に移転し、転貸してはならない。
  - (4) 第1号に規定する日を経過した後であっても、無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律第5条に規定する観察処分の決定を受けた団体の事務所の用に供し、又は、これらの用に供することを知りながら所有権を第三者に移転し、転貸してはならない。
- 2 前項第1号の規定する日を経過する前であって、特別な事情により、売買、交換等（相続を除く。）による所有権の移転又は、貸付、若しくは地上権、質権、使用貸借による権利その他使用及び収益を目的とする権利（抵当権を除く。）の設定が必要となった場合は、市と協議を行い、了承を得なければならない。
- 3 売払物件に隠れた瑕疵があっても、市はその責めを負わない。

### 【入札参加申込み】

第4 入札に参加しようとする者は、受付期間内に入札参加申込書（様式第1号）を提出して所定の手続きをしなければならない。申込書類は返却しないものとする。又、共有名義とされる場合は、共有者連名で申込みをしなければならない。なお、郵便、電話、ファックス、電子メールによる申込みは認めない。

- (1) 受付期間 平成29年3月13日（月）から3月31日（金）まで  
（ただし、土曜日、日曜日を除く。）
- (2) 受付時間 午前9時から午後5時まで
- (3) 受付場所 阿蘇市役所 経済部 観光課
- (4) 提出書類
  - (ア) 入札参加申込書（様式第1号・実印を押印のこと）
  - (イ) 印鑑登録証明書（発行後1箇月以内のもの）
  - (ウ) 納税証明書（発行後1箇月以内のもので住民税を滞納していないこと

を証するもの)  
(エ) 誓約書 (様式第 2 号)

**【入札及び開札の日時、場所】**

第 5 入札及び開札は、次の日時、場所において行う。

- (1) 入札日 平成 29 年 4 月 10 日 (月)
- (2) 入札時間 午前 10 時
- (3) 開札時間 入札終了後直ちに行う。
- (4) 入札場所 阿蘇市役所 2 階会議室

**【入札保証金】**

第 6 入札者は、入札日当日、入札前に会場で入札保証金として、入札金額の 100 分の 5 以上に相当する額を納付しなければならない。(現金又は東京手形交換所加盟の金融機関が振り出し、若しくは支払いを保証した小切手により納付すること。) 入札保証金は、落札者が決定した後、落札者については契約保証金の一部として充当するものとする。落札者以外の方には還付する。なお、落札者が契約を締結しないときは、その者にかかる入札保証金は市に帰属するものとする。(落札者が本要領第 3 の 2 に該当する者であることが判明し、その入札が無効となったときを含む。)

**※入札保証金は、予定価格の 100 分の 5 以上ではありませんのでご注意ください。**

**【入札の方法】**

- 第 7 入札は所定の入札書 (様式第 3 号) により行う。その際に入札用封筒 (別記) 及び印鑑 (実印) を持参すること。
- 2 入札者が代理人により入札するときは、代理人は、入札前に委任状 (様式第 4 号) を提出しなければならない。
  - 3 郵便による入札は、認めない。
  - 4 入札者は、いかなる理由があっても、提出した入札書の書替え、引換え又は撤回をすることができない。

**【入札書の記入方法】**

- 第 8 入札書には、入札金額 (物件の価格の総額)、入札者の住所及び氏名、その他所定の事項を記入の上、実印を押さなければならない。
- 2 入札金額は、アラビア数字を用いて表示しなければならない。

**【入札無効に関する事項】**

第 9 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。落札決定後又は契約締結後にその事実が判明した場合も無効とする。

- (1) 入札に参加する資格のない者のした入札
- (2) 委任状を提出しない代理人のした入札
- (3) 入札保証金を納付しない者の行った入札
- (4) 入札書記載の金額を加除訂正した入札
- (5) 入札書記載の金額、氏名、押印その他入札要件の記載が確認できない入札
- (6) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- (7) 同一事項に対して2通以上の入札を行ったもの
- (8) 他の入札者の代理人となり、又は2人以上の代理人となった者の入札
- (9) 談合その他不正の行為があったと認められる入札
- (10) 郵便、ファックス、電子メールによる入札
- (11) 予定価格を事前に公表している場合において、事前に公表した予定価格を下回る価格の入札
- (12) その他入札に関する条件に違反した入札

#### 【開札】

第10 開札は、入札会場において入札者の面前で行う。

- 2 開札会場には、入札参加申込者又はその代理人並びに入札執行職員及び立会い職員以外の者は入場できないものとする。

#### 【落札者の決定】

第11 落札者は、予定価格（最低売却価格）以上で最高の価格をもって有効な入札を行った者とする。

- 2 落札者となるべき同額の入札をした者が2人以上あるときはくじ引きで決定するものとし、この場合において入札者はくじ引きを辞退することができないものとする。

- 3 開札の結果、落札者を決定したときは、その者の氏名及び落札価格を入札者に知らせるものとする。

- 4 落札者が契約しない時は、地方自治法施行令第167条の2第1項第9号の規定を適用する。

#### 【入札の変更等】

第12 入札者が不正又は不誠実な行為をするおそれがあり、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは中止することができる。

#### 【契約保証金に関する事項】

第13 落札者は、契約の締結と同時に、契約保証金として100分の10以上の金額を納付するものとする。

2 契約保証金は、第15の規定により契約を解除されたときは、違約金として市に帰属するものとする。

#### 【契約の締結】

第14 落札者は、落札の日から6日以内に別添土地売買契約書を阿蘇市役所経済部観光課に提出（契約する契約書2部のうち1部について落札者の負担により印紙を添付のこと）して契約を締結しなければならない。

2 落札者は、落札した日から30日以内に契約金の全額を市が発行する納入通知書により納付しなければならない。

3 落札者は、売買物件の所有権移転登記前に、その物件に係る一切の権利義務を第三者に譲渡することはできないものとする。

4 落札者は、入札物件に数量の不足その他隠れた瑕疵のあることを発見しても、これを理由に契約の締結を拒み、落札の無効を主張し、又は代金の減免を請求することができない。

5 落札者がその落札した物件を公序良俗に反する用途に供するおそれがあるときは、契約を締結しない。

#### ※印紙税額

契約金額（売買代金）	収入印紙
100万1円 ～ 500万円	1千円
500万1円 ～ 1000万円	5千円

#### 【契約の解除】

第15 契約者（落札者）が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該契約を解除することができる。

（1）契約期間内に契約を履行せず、又は履行の見込みがないと明らかに認められるとき。

（2）契約の履行について、不正な行為があったとき。

（3）前2号に定める場合を除くほか、契約者が契約に違反したとき。

#### 【所有権の移転】

第16 所有権移転の時期は、契約代金を完納したときに移転する。移転時の登記の手続きは市が行うものとする。なお、移転登記に必要な登録免許税及び当該契約に関する費用は落札者の負担とする。

2 売買物件は、所有権が移転完了後、現状有姿のまま引き渡すものとする。

#### 【権利設定等の禁止】

第17 契約者（落札者）は、所有権移転登記が完了するまでの間は、次に掲げる行



為はできないものとする。

- (1) 土地に地上権、賃借権、抵当権、その他所有権以外の権利を設定すること。
- (2) 土地に物件を設置すること。
- (3) 土地の形質を変更すること。

#### 【公租公課等】

第18 売買代金完納後の公租公課等は、契約者（落札者）の負担とする。

#### 【留意事項】

第19 物件に係る留意事項は次の各号のとおりとする。

- (1) 水道管（埋設部）が破損しているため、落札者が修理してから使用するものとする。
- (2) 物件の売り渡しについては現状有姿のままとし、了承のうえ入札に参加することとする。
- (3) 入札者は、本入札要領のほか、入札方法等の指示事項を遵守するものとする。
- (4) 現地説明会を実施するので、申込みにあたり現地を確認のうえ申込みものとする。

#### 【問合せ先】

〒869-2695

熊本県阿蘇市一の宮町宮地 504 番地 1

阿蘇市役所 経済部 観光課

TEL (0967) 22-3174

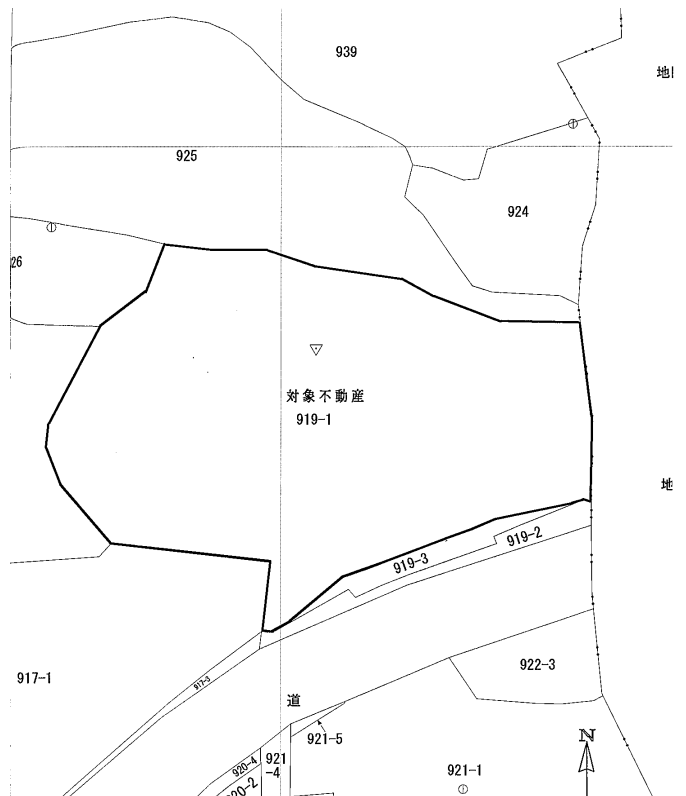
FAX (0967) 22-4566

# 物件調書

## 公売第1号

番号	件名	所在	登記地目・用途	地積	予定価格
公売 第1号	旧阿蘇市 ユースホ ステル	阿蘇市黒川字原ノ上 919番1	宅地	2,721.00 m <sup>2</sup>	2,700,000 円
		阿蘇市黒川字原ノ上 919番1	RC造、 CB造	607.17 m <sup>2</sup>	

土地： 地籍図



建物：鉄筋コンクリート及びコンクリートブロック造陸屋根2階建旅館



## 入札参加申込書

平成 年 月 日

阿蘇市長 様

申込人 住 所  
 氏 名 ⑩  
 電 話 番 号

【共有名義の場合】

共有者 住 所  
 氏 名 ⑩

阿蘇市が行う市有地・建物の一般競争入札に参加したいので、関係書類を添えて申し込めます。

1 入札物件

番 号	件 名	所 在	登記地目・用途	地積
公売 第1号	旧阿蘇市ユースホステル	阿蘇市黒川字原ノ上 919番1	宅地	2,721.00 m <sup>2</sup>
		阿蘇市黒川字原ノ上 919番1	RC造、 CB造	607.17 m <sup>2</sup>

2 添付書類 : 印鑑証明書、納税証明書、誓約書

## 誓 約 書

平成 年 月 日

阿蘇市長 様

私は阿蘇市が実施する市有地・建物の一般競争入札の参加に当たり、次の事項を誓約します。

- 1 平成28年度市有地・建物売却入札要領第2第3項に記載する事項に該当しません。
- 2 入札に際し、平成28年度市有地・建物売却入札要領、売買契約書の内容を遵守し、入札物件の法令上の規制を承知の上で参加します。
- 3 落札した物件の活用にあたっては、法令上の規制及び売買契約書の内容を遵守します。

申込人 住 所

氏 名 ⑩

**【共有名義の場合】**

共有者 住 所

氏 名 ⑩

様式第3号

## 入 札 書

阿蘇市長 様

申込人 住 所

氏 名

Ⓜ

下記のとおり阿蘇市財務規則並びに入札心得及びその他指示事項を承諾のうえ入札します。

### 1 入札物件

番 号	件 名	所 在	登記地目・用途	地積
公売 第1号	旧阿蘇市ユースホテル	阿蘇市黒川字原ノ上 919番1	宅地	2,721.00 m <sup>2</sup>
		阿蘇市黒川字原ノ上 919番1	RC造、 CB造	607.17 m <sup>2</sup>

### 2 入札金額

金 額	億	千万	百万	十万	万	千	百	十	円

## 委 任 状

(代理人) 住 所

氏 名

Ⓜ

上記の者を代理人と定め、阿蘇市が行う下記市有地・建物の一般競争入札に関する一切の権限を委任します。

### 記

入札物件

番 号	件 名	所 在	登記地目・用途	地積
公売 第1号	旧阿蘇市 ユースホ ステル	阿蘇市黒川字原ノ上 919番1	宅地	2,721.00 m <sup>2</sup>
		阿蘇市黒川字原ノ上 919番1	RC造、 CB造	607.17 m <sup>2</sup>

阿蘇市長 様

平成 年 月 日

入札者 住 所  
(申込人)

氏 名

Ⓜ

## 入札書の封筒記載例

封筒（表）

入札書在中
公売第 号 (物件名)

封筒（裏）

印鑑
住所 阿蘇市○○○
氏名 ○○○
印鑑
印鑑

☆注意事項

- ・縦書き、横書きは問いません。
- ・表面に朱書きで「入札書在中」と記載し、番号、入札物件名を必ず記入してください。
- ・入札書を入れて封筒の張り合わせ部分に実印を押印してください。

## 市有財産売買契約書

阿蘇市（以下「甲」という。）と（落札者）（以下「乙」という。）とは、次の条項により市有財産の売買契約を締結する。

（売買物件）

第1条 甲は末尾記載の土地・建物（以下「本件土地・建物」という。）を現状有姿のまま乙に売り渡し、乙は、本件土地・建物の所在及び地積、建物を確認してから甲から買い受ける。

（契約保証金）

第2条 乙は、本契約締結と同時に契約保証金として、金（**売買代金の1割以上の金額**）円を甲に支払わなければならない。

2 前項に定める契約保証金は、損害賠償の予定とは解釈しない。

3 第1項の契約保証金には、利息を付さない。

4 第17条により契約が解除されたときは、契約保証金は甲に帰属するものとする。

（売買代金）

第3条 売買代金は、金（**落札金額**）円とする。

（代金の支払）

第4条 乙は、甲の発行する納入通知書により、平成29年4月9日までに、売買代金全額を甲に支払わなければならない。

（所有権の移転及び引渡し）

第5条 本件土地・家屋の所有権は、乙が売買代金の支払いを完了した時、乙に移転する。

2 前項の規定により、所有権が乙に移転した時に、本件土地・建物の引渡しがあったものとする。

（所有権移転登記）

第6条 所有権移転登記に関する手続きは、甲が行う。

2 乙は、登録免許税及び当該契約に関する費用を負担しなければならない。

3 乙は、本契約締結と同時に、甲の指示する所有権移転登記に必要な書類を、甲に提出しなければならない。

（危険負担）

第7条 乙は、本契約締結の時から売買物件の引渡しの時までにおいて、当該物件が、甲の責めに帰することのできない事由により滅失し、又は棄損した場合には、甲に対して売買代金の減免を請求することができない。

（瑕疵担保）

第8条 乙は、本契約締結後、本件土地・建物に数量の不足その他の隠れた瑕疵のあることを発見しても、売買代金の減免若しくは損害賠償の請求又は契約の解除をすることができない。

（建物の解体及び撤去）

第9条 乙は、本件土地・建物の引渡し後の概ね5年以内に、本件土地・建物の解体及び撤去対



象建物（以下「建物等」という。）を解体及び撤去（以下「解体撤去」という。）するものとする。ただし、乙は、合理的、かつ、やむを得ない事情により期限の延長を必要とするときは、あらかじめ理由を付した書面を甲に提出し、甲の承認を得なければならない。

2 本件土地・建物の引渡しの後、建物等の管理責任は乙にあるものとし、乙は、善良な管理者の注意をもって建物等を管理しなければならない。この場合に必要なる一切の費用は、乙の負担とする。

3 解体撤去に着手する場合は、乙は、事前に工事着手届を甲に提出すること。

4 建物等の解体撤去の範囲は、本件土地・建物の現況の地表面上に存在する建物、工作物、樹木及び地下埋設物とする。なお、地下埋設物を含む建物等の解体撤去に伴い、官公署等の協議、届出等が必要な場合は乙の責任において行うものとする。

5 乙は、建物等の解体撤去に伴い、第三者から苦情や異議申立があったときは、責任を持ってその解決にあたりるとともに、第三者に損害等を与えたときは、その責めを負うものとする。

6 乙は、建物等の解体撤去が完了したときは、速やかに、甲に対し建物等の解体撤去の完了を報告することとし、甲及び乙は、現地立会のうえ解体撤去の完了を確認するものとする。

7 地下埋設物を含む建物等の解体撤去に要する一切の費用は乙の負担とする。

（使用禁止）

第10条 乙は、売買代金の支払いを完了するまでは、本件土地・建物を使用することができない。

（権利の譲渡及び所有権以外の権利設定の制限）

第11条 乙は、第6条による登記が完了するまでの間は、地上権、賃借権、抵当権、その他所有権以外の権利を設定することができない。登記完了後も契約締結の日から5年を経過する日までの間は、売買、交換等（相続を除く。）による所有権の移転、又は貸付、若しくは地上権、質権、使用貸借による権利その他使用及び収益を目的とする権利（抵当権を除く。）を設定することはできない。

2 前項に規定する日を経過した後であっても、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の営業に供し、又は、これらの用に供することを知りながら所有権を第三者に移転し、転貸してはならない。

3 第1項に規定する日を経過した後であっても、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に指定する暴力団の事務所その他これに類するものの用に供し、又は、これらの用に供することを知りながら所有権を第三者に移転し、転貸してはならない。

4 第1項に規定する日を経過した後であっても、無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律第5条に規定する観察処分の決定を受けた団体の事務所の用に供し、又は、これらの用に供することを知りながら所有権を第三者に移転し、転貸してはならない。

5 第1項の規定する日を経過する前であっても、特別な事情により、売買、交換等（相続を除く。）による所有権の移転又は、貸付、若しくは地上権、質権、使用貸借による権利その他使用及び収益を目的とする権利（抵当権を除く。）の設定が必要となった場合は、市と協議を行い、了承を得なければならない。

（禁止用途）

第12条 乙は、本件土地・建物について、無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律

(平成11年法律147号)に基づく処分を受けている、若しくは過去に受けたことがある団体及びその代表者、主催者又はその構成員、又は、それらの者から委託を受けた者が、その活動のために利用するなど、公序良俗に反する用途に使用してはならない。

2 乙は、本件土地・建物について、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する団体及びその構成員、又は、それらの者から委託を受けた者が、暴力的不法行為等のために利用するなど、公序良俗に反する用途に使用してはならない。

3 乙は、本件土地・建物を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項に定める風俗営業、同条第5項に定める性風俗関連特殊営業及び同条第11項に定める接客業務受託営業その他これらに類する業の用に供してはならない。

4 乙は、本件土地・建物について第三者に所有権を移転、又は第三者が権利を設定する場合(抵当権を除く。)には、前3項及び第13条に定める義務を書面により承継させ、当該第三者に対して当該義務を履行させなければならない。

(実地調査等)

第13条 甲は、前条に定める義務の履行状況を確認するため、随時に実地調査し、又は乙に対し所要の報告を求めることができる。この場合において、乙は調査を拒み、妨げ若しくは忌避し、又は報告を怠ってはならない。

(違約金)

第14条 乙は、第12条に定める義務に違反したときは、それぞれ金[売買代金の3割の金額(円未満切り捨て)]円、又前条に定める義務に違反したときは金[売買代金の1割の金額(円未満切り捨て)]円を違約金として甲に支払わなければならない。

2 前項に定める違約金は、損害賠償の予定とは解釈しない。

(買戻特約及び特約の登記)

第15条 甲は、乙又は第12条第4項に定める第三者が同条第1項から第3項までの定め違反した場合には、本件土地・建物の買戻しをすることができるものとする。

2 前項に定める買戻しの期間は、本契約締結日から10年間とする。

3 乙は、第1項の規定に基づく買戻しの特約の登記をする場合には、これに同意するものとし、当該登記に必要な承諾書を甲に提出しなければならない。

4 買戻権の抹消登記に要する費用は、当該抹消登記時点における本件土地・建物の所有者の負担とする。

(買戻権の行使)

第16条 甲が、前条に定める買戻権を行使するときは、次の各号によるものとする。

(1) 買戻代金は、本件土地・建物の売買に伴い乙が支払った売買代金より、第14条に定める違約金を差し引いた額とする。ただし、当該代金には利息を付さないものとする。

(2) 乙が本契約締結のために支出した費用及び本件土地・建物に投じた必要費、有益費等の費用、並びに本件土地・建物にかかる公租公課は、これを甲に請求しない。

(3) 甲に損害があるときは、甲は乙に対しその賠償を請求することができる。

(4) 乙に損害があっても、乙は甲に対しその賠償を請求することができない。

(契約解除)

第 17 条 甲は、乙が本契約に定める条項に違反したときは、本契約を解除することができる。

(損害賠償)

第 18 条 前条の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害があるときは、甲は乙に対しその賠償を請求することができる。

(原状回復義務)

第 19 条 乙は、甲が第 17 条の規定により本契約を解除したときは、甲の指示する期日までに、乙の負担において本件土地・建物を原状に回復して甲に返還しなければならない。ただし、甲が本件土地・建物を原状に回復させることが適当でないとき認めるときは、この限りではない。

2 乙は、前項の規定により本件土地・建物を甲に返還するときは、甲の指示する期日までに、甲の指示する本件土地・建物の所有権移転登記に必要な書類を甲に提出しなければならない。

(費用等の請求権の放棄)

第 20 条 乙は、甲が第 17 条により本契約を解除した場合において、乙が本契約締結のために支出した費用及び本件土地・建物に投じた必要費、有益費等の費用、並びに本件土地・建物にかかる公租公課は、これを甲に請求しない。

(費用負担)

第 21 条 本契約の締結に要する費用は、乙の負担とする。

(法令等の規制の遵守)

第 22 条 乙は、売買物件の法令等の規制を熟知の上、この契約を締結したものである事を確認し、売買物件を利用するにあたっては、当該法令等を遵守するものとする。

(信義誠実の義務及び疑義の決定)

第 23 条 甲乙両者は、信義を重んじ、誠実に本契約を履行しなければならない。

2 本契約に関し疑義のあるときは、甲乙協議のうえ決定する。

上記契約の締結を証するため、本契約書 2 通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その 1 通を保有する。

平成 年 月 日

甲 住所 熊本県阿蘇市一の宮町宮地 504 番地 1

氏名 阿蘇市長 佐藤 義興

乙 住所

氏名

Ⓜ

(売買土地の表示)

番 号	件 名	所 在	登記地目・用途	地積
公売 第1号	旧阿蘇市 ユースホ ステル	阿蘇市黒川字原ノ上 919番1	宅地	2,721.00 m <sup>2</sup>
		阿蘇市黒川字原ノ上 919番1	RC造、 CB造	607.17 m <sup>2</sup>

申 出 書

平成 年 月 日

阿蘇市長 様

申込人 住 所  
氏 名 ⑩

【共有名義の場合】

共有者 住 所  
氏 名 ⑩

市有地・建物一般競争入札に係る入札保証金を、契約保証金に充当させていただきたくようお  
願います。

番 号 公売第 号

件 名

契約金額 円

契約保証金 円

(内 訳) 円 (入札保証金充当)

円 (今回納付)

# 申 出 書

平成 年 月 日

阿蘇市長 様

申込人 住 所  
氏 名 ⑩

## 【共有名義の場合】

共有者 住 所  
氏 名 ⑩

市有地・建物一般競争入札に係る契約保証金を、契約金額に充当させていただきたくようお願いいたします。

番 号 公売第 号

件 名

契約金額 円

(内 訳) 円 (契約保証金充当)

円 (今回納付)

# 入札保証金還付請求書

平成 年 月 日

阿蘇市長 様

申込人 住 所

氏 名 ㊟

【共有名義の場合】

共有者 住 所

氏 名 ㊟

下記の金額を市有地・建物一般競争入札の入札保証金として納付しました。

落札とならなかったとき、その他返還事由が生じた場合には、納入した入札保証金を下記の口座（郵貯銀行は不可）に振り込んでください。

入札保証金額 金 円

物 件 所 在 地	入 札 日
阿蘇市 番	平成 年 月 日

振 込 先	金融機関名	銀行 支店
	預金種別	普通・当座
	口座番号	
	(フリガナ) 口座名義人	

※ 印鑑は、申込書と同じ印鑑を押印してください。